

## 宇部市成長産業推進協議会運営支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

宇部市成長産業推進協議会運営支援業務

### 2 業務の目的及び概要

本市が設置した宇部市成長産業推進協議会の取組によって、これまでに大学等の有望な研究シーズの事業化を支援し、スタートアップ企業を含むベンチャー企業の設立や産業集積につながる拠点形成に向けたプロジェクトが生まれるなど、一定の成果を上げてきた。一方で、企業経営や財務運営を行う経営人材が不足していることや起業後の伴走支援の不足など、新たな課題も見えてきた。

これらのことから、令和7年度以降は、既存の取組を継続しつつも、新たに起業コミュニティの形成に取り組む「うべ産業共創イノベーションセンター 志」の受託事業者と連携を強化し、成長産業の創出・育成に向けたエコシステムの構築を推進する。また、これまでの取組により設立された企業や本市を拠点とする企業の成長産業分野における事業拡大を伴走支援することで、魅力のある新たな雇用の創出や、次世代につながる産業の育成を目指す。

### 3 業務の内容

#### (1) 成長産業の創出（技術シーズの社会実装・拠点化支援）

##### ① 技術シーズの探索・評価・整理

###### ア 市内拠点の大学等の技術シーズ探索

市内に拠点を置く大学、高等専門学校、研究機関等の事業化に向けて有望な技術シーズを探索すること。

###### イ 市内拠点の大学等の技術シーズのヒアリング、評価・整理

市内に拠点を置く大学等を対象に、技術シーズの競争優位性、市場性、知的財産の観点からヒアリングを行い、評価・整理すること。なお、評価・整理手法について主なものは次のとおり。

○シーズ評価シート作成

○研究者へのフィードバックシート作成

○シーズ整理表作成

○シーズ概要作成（宇部市成長産業推進協議会ウェブサイト「<https://www.u-rings.jp/>」公表用含む）

###### ウ 成長産業分野に係る技術シーズの評価

市内において、成長産業分野における事業化を目指す企業等の技術シーズを評価・整理すること。評価・整理手法について前項と同じ。

##### ② 技術シーズの社会実装に向けた支援

###### ア 有望な技術シーズの報告及びプロジェクト化の推進

宇部市成長産業推進協議会に対し、有望なシーズを報告するとともに、プロジェクト化に向けた支援を行うこと。

###### イ 事業化及び起業支援

技術シーズの事業化及び起業に向けた支援並びに事業化及び起業後における継続的な支援を実施すること。なお、事業化や起業に関する支援の主なものは次のとおり。

- メンタリング実施
  - 研究者等と CxO 人材とのマッチング支援
  - 技術シーズの優位性を踏まえた経営戦略の検討支援
  - ターゲットとすべき課題・市場の検討支援
  - 目指すべき事業ビジョンの設定支援
  - ビジネスモデル、収支計画、資本政策等の策定支援
  - ピッチイベントやアクセラレータープログラムの参加機会の提供及び参加支援
  - 知的財産戦略の検討支援
  - 助成金、研究開発費、事業資金調達支援
  - 共同研究先、導出候補先、技術ユーザーの探索支援
- ③ 研究開発拠点形成に向けた支援

成長産業分野において将来有望な技術シーズを活用し、中長期的に市内の研究開発拠点化に繋がる研究分野に対して積極的に支援を展開すること。なお、研究開発拠点形成に関する支援の主なものは次のとおり。

- メンタリング実施
- 助成金、研究開発費、事業資金調達支援
- 知的財産戦略の検討支援
- 共同研究先、導出候補先、技術ユーザーの探索支援

(参考)

- ・宇部市成長産業推進協議会ウェブサイト (<https://www.u-rings.jp/>)
- ・山口大学大学研究推進機構  
先進科学・イノベーション研究センター (<https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/rcasi/>)

④ 独自提案業務

当該業務の実施に当たり、受託者が①から③までの業務以外で目的の達成に効果的と考える業務があれば、委託費の範囲内で追加業務として提案を行うことができるものとする。

(2) 成長産業の育成（事業者に対する支援）

① 宇部市成長産業創出事業費補助金対象者の支援

ア 宇部市スタートアップ支援補助金対象者

個々の状況に応じて様々な支援機関と連携するなどし、成長戦略上必要な伴走支援を行うこと。また、各事業者には3か月に1度以上アフターフォローを行うこと。

イ その他補助金対象者

個々の状況に応じて様々な支援機関と連携するなどし、事業者の求めに応じて必要な支援を行うこと。

② 独自提案業務

当該業務の実施に当たり、受託者が①の業務以外で目的の達成に効果的と考える業務があれば、委託費の範囲内で追加業務として提案を行うことができるものとする。

(3) 「うべ産業共創イノベーションセンター 志」運営業務受託事業者との連携

新たに起業コミュニティの形成に取り組む「うべ産業共創イノベーションセンター 志」運営業務受託事業者と連携して事業効果の最大化に努めること。「うべ産業共創イノベーションセンター 志」の事業内容は「うべ産業共創イノベーションセンター 志」運営業務委託仕様書（別添2）」を参照のこと。

(4) その他

① 市の指定する調査の実施

具体例1：スタートアップ支援補助金対象者の市場規模調査

具体例2：事業化案件類似スキームの事例調査

② 成長産業の創出・育成に向けた支援施策の有効性に関する評価、検討

市の現状に適した効果的な施策案を段階に応じてリストアップし、優先順位をつけて提案すること。当該内容に関しては、報告書にまとめること。

③ 市の取組の周知

市の成長産業推進の取組に関する周知、市外企業等からの参画を図るための広報活動等の実施

④ その他

本仕様書に定める業務のほか、目的達成に効果的と認められること。

4 業務に係る留意事項

(1) 業務内容について、適宜、市に報告し、情報共有を行うこと。また、本事業における方針等の確認や情報交換等を行うための打ち合わせを、月1回以上開催すること。

(2) アドバイザリー機関として市が指定する宇部市成長産業推進協議会運営委員会に出席すること。

(3) 本事業の経理状況を明らかにするため、その支出を証する書類を整理すること。これらの書類は本事業の完了の翌年度から5年間保管し、本市からの求めがあるときは、本市の指定する期日までに提出すること。

(4) 業務の一括委託の禁止

業務を第三者に一括して委託することは禁止する。ただし、その一部について事前に市の承認を受けて第三者に委託することができる。

5 その他

(1) 契約に違反した場合や、悪意をもって目的が達成できない場合、目的を達成できない程度が甚だしい場合には、事業費の全部又は一部の返還を求める場合がある。

(2) 受託者は、委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、市と協議の上、業務を遂行すること。また、この仕様書に記載のない事項であっても、市と協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務を遂行すること。

6 委託期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで